

大阪広域環境施設組合条例第13号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条の規定は、令和2年12月1日から適用する。

（施行の細目）

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。